

西松建設事件をめぐる論点整理

2009年3月作成

2010年9月24日加筆・修正

1. そもそも犯罪行為と言えるのか

政治資金規正法においては直接献金した者を寄付者として届け出れば十分。

資金が実際どこから提供されたのかを調査する義務はない。

→陸山会も、他の政治団体と同様に、従来の実務例に基づいて記載し提出した。

→これまで認めてきた行為を突然、犯罪であるとして強制捜査、逮捕したことは異常。

2. 捜査の目的は「政権交代つぶし」ではないのか

捜査時期が総選挙直前。野党第一党代表の公設第一秘書を事情聴取初回に突然逮捕。

→「政権交代」に悪影響を与えることは明らか。

3. 捜査方針にはもともと無理があったのではないか

当初は虚偽記載の罪で「会計責任者」を処罰することにより、「代表者」である小沢代表の刑事責任を追及しようとした。

→しかし、「代表者」を起訴するには、「会計責任者」によほど不適格な人を「選任」して、「監督」を怠ったことを両方とも証明しなければならず、ほとんど不可能。

→現に、検察は小沢代表の事情聴取を見送った。

→そこで検察は、年度末しかも裁判員制度導入に向けた繁忙期なのに、検察官を全国から緊急招集して、本件とは直接関係のない過去の談合疑惑の調査に突入していった。

→しかし、3月24日の大久保秘書の起訴事実には「収賄」や「あっせん利得」はまったく入っていなかった。

→2010年1月13日公判。検察側の証人である西松建設の担当部長が、問題の政治団体は西松建設とは関係なく独立した事務所を構えており、活動実態がありダミー団体ではないと証言。

4. 捜査は公正、公平か

政権交代目前にまでこぎつけた野党第一党に大きな政治的打撃を与えたのは事実。

→同じ罪に問われるはずの与党政治家に対してはなぜ同時に強制捜査しないのか

→むしろ与党議員には「職務権限」があり、「収賄」や「あっせん利得」が十分疑われる

5. 捜査情報がマスコミに大量に流されているのではないか

検察官も国家公務員であり、捜査上知り得た秘密について「守秘義務」を負う。

→検察関係者の情報リークに基づくと見られる、大久保秘書および小沢代表に不利益な報道が溢れていた。

→象徴的だったのは「大久保秘書が起訴事実を認めた」とする「起訴翌日の誤報」

→NHKはじめ大手マスコミは、大久保秘書の弁護士に確認するということさえもせずに、検察関係者のリークを鵜呑みにしたのではないかと指摘される供述内容を大々的に報じ、訂正もしなかった。

6. 現在、西松事件はどうなっているのか。

・2010年1月13日の公判において、検察側の証人である西松建設の担当部長が、問題の政治団体は西松建設とは関係なく事務所を構えており、活動実態がありダミー団体ではないと証言している。

出資者がダミーではないと証言している以上、献金を受けた側が虚偽記載するということは論理的にまったく成り立たない。大久保秘書が政治団体をダミーと知りつつ献金を受けたという検察のシナリオの大前提が崩れている。

・1月13日は東京地検特捜部が小沢幹事長事務所に強制捜査に入った日である。捜査が実施されなければ、西松事件の公判はもっと大きく報道されていたのではないだろうか。

2010年5月21日、東京地裁は西松事件の訴因変更を決定。起訴内容に陸山会事件を加えることになり、大久保秘書について事実上、西松事件単独の裁判はなくなった。

陸山会事件・土地代金 4 億円虚偽記載をめぐる論点整理

2010 年 1 月作成

2010 年 9 月 24 日加筆・修正

1. 最大の焦点は小沢氏が貸付たとされる 4 億円の原資が何かということ

- ・小沢幹事長は自分の資金であることを詳細に説明（1 月 23 日の記者会見）
- ・検察側は一部に業者からの裏金が含まれているとの見解を示していたが、事実と証拠を具体的に提示できず、公判で明らかにするとした。
- ・同時に検察側は土地購入の原資は小沢氏からの借り入れと認定。

04 年（平成 16 年）分の収支報告書に小澤一郎から 4 億円借り入れの記載。

- ・小沢幹事長は裏献金を再度明確に否定。
- ・石川議員も水谷建設からの裏献金は絶対受け取っていないと何度も言明。

2. 東京第 5 検察審査会で議題となっている被疑事実は何か

- ・不動産購入のため支出が実際にあった平成 16 年 10 月末ではなく、登記をした平成 17 年 1 月 7 日をもとに平成 17 年分の支出とした「期ずれ」の問題。
- ・検察審査会はたまたま抽選で選ばれた 11 人の一般市民で構成される。非公開で開催され、議事録も残らない。また、たった一人の弁護士によって公判資料などが説明される。

3. 石川議員の起訴事実は何か

収支報告書の訂正は総務大臣届出分だけでも毎年数百件ある。（別紙資料参照）何が虚偽記載で何が記載ミスであるか明確ではない中で、収支報告書の虚偽記載で現職の国会議員が逮捕されてよいのか。日本国憲法第 50 条「議員の不逮捕特権」が何故あるのかということについても一度よく考える必要がある。

4. 検察側がその証言を最大の証拠としている水谷建設の元幹部とはどのような人物なのか。

- ・巨額脱税事件で服役中の証言・・・仮釈放欲しさに虚偽の証言の可能性
- ・2010 年 5 月 24 日仮釈放（2008 年 5 月収監）
- ・佐藤栄佐久前福島県知事の贈収賄事件でも虚偽の証言。佐藤栄佐久氏ブログ参照
控訴審では、佐藤前知事に事実上無罪の判決。収賄額は 0 円となった。
- ・この事件で水谷建設元幹部の取り調べを担当したのが証拠資料改ざん問題で逮捕された「前田検事」であったという。

★佐藤栄佐久氏ブログ URL : <http://eisaku-sato.jp/blg/2010/09/000045.html>